

## 南三陸町空き家バンク仲介手数料助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南三陸町空き家バンク事業実施要綱（平成29年南三陸町告示第126号。以下「実施要綱」という。）に基づく空き家等の売買契約又は賃貸借契約の仲介に要する費用に対し、予算の範囲内において南三陸町空き家バンク仲介手数料助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、南三陸町補助金等交付規則（平成17年南三陸町規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、実施要綱において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 入居者 空き家バンクを利用して所有者等と空き家等の売買契約を締結した者又は賃貸借契約を締結した者をいう。
- (2) 仲介手数料 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条に規定する宅地建物取引業者が受け取ることができる報酬をいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、登録事業者に仲介手数料を支払う所有者等及び入居者とする。

(助成金の額)

第4条 助成金として交付する額は、助成金の交付の対象となる者が登録事業者に支払う仲介手数料の額とし、5万円を上限とする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項の規定による南三陸町空き家バンク仲介助成金交付申請書により、町長に申請しなければならない。

2 規則第4条第2項の規定による申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (2) 仲介手数料の支払いを証明する書類

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年12月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

年度南三陸町空き家バンク仲介手数料助成金交付申請書

年 月 日

南三陸町長 様

申請者 住所  
氏名 ⑩

標記助成金の交付を受けたいので、南三陸町補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、助成金の交付が決定されたときは、この申請書に記載の内容をもって南三陸町補助金等交付規則第13条に規定する実績報告といたく、願います。

記

1 申請内容

申請者区分	<input type="checkbox"/> 入居者 <input type="checkbox"/> 所有者等
助成金交付申請額	円（上限5万円）
空き家台帳登録番号	
契約形態	<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 賃貸借
登録事業者名	
仲介手数料の支払年月日	年 月 日

【添付書類】

- (1) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (2) 仲介手数料の支払いを証明する書類（領収書の写し等）

2 助成金振込先

銀行名		支店名	
口座種別		口座番号	
フリガナ 口座名義			